

鳥取県
島根県
各保健所設置市

熱中症予防対策担当部局 御中

環境省大臣官房環境保健部環境安全課
環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室

被災住民等の熱中症対策について（周知依頼）

「令和 3 年 7 月 1 日からの大雨」によって被災された皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。今般の大雨に伴い、被災住民の皆様向けの避難所の運営やボランティア活動等がなされることとなりますが、今後、気温や湿度が高い日には、生活環境、作業内容、体調等の状況次第で被災住民やボランティア等の方々が熱中症にかかる危険性が高まるため、十分に対策を行うことが重要です。さらに停電等が発生し、冷房器具が使用できない状況においては一層注意が必要です。

また、今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に係る「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」に基づき、一人ひとりが感染防止の 3 つの基本である「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」の実施や「3 密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。災害時においても、十分な新型コロナウイルス感染症予防を行いながら、熱中症予防を実施することが必要です。

さらに熱中症予防のためには、防災担当部局やボランティア担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体とも十分連携の上、可能な範囲で、目にとまる避難所の入り口や掲示板等に、暑さ指数（WBGT）を表示していただき、避難者やボランティアの方々に対して熱中症への注意喚起を実施いただきますよう、関係者等（県におかれては、保健所設置市を除く貴管下市町村等を含む。以下同じ。）に周知をお願いします。なお、特に体調の変化に気付きにくい高齢者や子ども等はより注意が必要なので積極的に声かけ等を行い、熱中症予防対策を実施していただきますようお願い申し上げます。

以上のことにつき、熱中症予防対策担当部局におかれては防災担当部局等がよく連携して、別紙 1～3 の内容について、関係者等に対し周知いただき、被災住民の皆様等における熱中症予防行動が徹底されますようお願いいたします。

別紙１：災害時の熱中症予防 ～避難生活・片付け作業時の注意点～

別紙２：「新しい生活様式」における熱中症予防行動について

別紙３：避難所等での暑さ指数（WBGT）の表示方法及び表示例について

参考資料：「今夏の災害発生時における熱中症対策について」（令和３年６月２３日関係府省庁事務連絡）

事務連絡：https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20210623_notice.pdf

別紙１：https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20210623_notice_a1.pdf

別紙２：https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20210623_notice_a2.pdf